

紹介手数料の返還

採用決定者が、就業開始後、自己都合により退職しまたは採用決定者の責に帰すべき事由により解雇された場合（以下、退職等という）、乙は、甲の請求により、紹介手数料の一部を、下記各号のとおり返還する。但し、その名目上もしくは形式上の理由にかかわらず、退職等が、実際には甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または、甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

- （１）入社日から１ヶ月未満の退職等の場合、紹介手数料の 50%に相当する金額
- （２）入社日から１ヶ月以上、３ヶ月未満の退職等の場合、紹介手数料の 20%に相当する金額